

# 温泉施設設計担当者の情報伝達義務

—— 渋谷温泉施設爆発事故最高裁決定 ——

(最決平成 28・5・25LEX/DB25447979)

岡 部 雅 人

## 判例研究

# 温泉施設設計担当者の情報伝達義務

—— 渋谷温泉施設爆発事故最高裁決定 ——

(最決平成 28・5・25 LEX/DB 25447979)

岡 部 雅 人

### 【事実の概要】

被告人は、不動産会社（以下「本件不動産会社」という。）から東京都渋谷区内の温泉施設（以下「本件温泉施設」という。）の建設工事を請け負った建設会社（以下「本件建設会社」という。）の設計部門に所属し、本件温泉施設の衛生・空調設備の設計業務を担当した者であり、建築設備に関する高度の知識と豊富な経験を有していた。

本件建設会社では、施工部門の担当者が、発注者に対して、設備の保守管理につき説明する職責を負い、設計部門の担当者は、施工部門の担当者に対して、その点につき確かな説明がされるよう、設計上の留意事項を伝達すべき立場にあった。

本件温泉施設は、客用の温泉施設等があるA棟と温泉一次処理施設等があるB棟の2棟の建物で構成され、A棟で使用する温泉水をB棟地下機械室に隣接する区画にある井戸口からくみ上げていたが、メタンガスが溶存していたため、同室内にあるガスセパレーターでメタンガスを分離させた後、温泉槽で一時貯留し、そこからA棟地下機械室へ温泉水を供給するとともに、ガスセパレーターないし温泉槽内で分離、発生したメタンガスをそれぞれに取り付けられたガス抜き配管を通してA棟側から屋外へ放出する構造がとられていた。各ガス抜き配管は、両棟の各地下機械室をつなぐ地下

のシールド管内を通されていたが、シールド管内を通る各横管部分が最も低い位置にあり、そのため温泉水から分離された湿気を帯びたメタンガスが各ガス抜き配管内を通る際に生じる結露水は、その各横管部分にたまる構造となっていた。このようにしてたまった結露水を放置すれば、各ガス抜き配管が閉塞するおそれがあったため、結露水を排出する必要性が生じたが、被告人自身も、通気が阻害されることへの対応をとる必要性は認識しており、B棟側からシールド管に入る手前の各ガス抜き配管の横管部分の下部に、それぞれ水抜き配管及び水抜きバルブが取り付けられ、適宜各水抜きバルブを開いてたまった結露水を排出する仕組みが設けられることとなった。被告人は、メタンガスの爆発事故を防止するために、結露水の排出が重要な意義を有することを認識できたものである。

しかし、そのような結露水排出の仕組みの存在、その意義等について、本件建設会社から本件不動産会社に説明されることはなく、本件温泉施設で温泉水のくみ上げが開始されてから本件爆発事故に至るまでの間に、各水抜きバルブが開かれたことは一度もなかった。

本件爆発事故の具体的な因果経過は、結露水が各ガス抜き配管内にたまり、各ガス抜き配管が閉塞し、ないし通気を阻害されたことにより、行き場を失ったメタンガスが、B棟地下機械室内に漏出した上、同室内に設置された排気ファンも停止していたため滞留し、温泉制御盤のマグネットスイッチが発した火花に引火して、爆発が発生したというものであった。本件爆発事故の結果、B棟内において、本件温泉施設の従業員3名が死亡し、2名が負傷し、B棟付近路上において、通行人1名が負傷した。

本件温泉施設の温泉一次処理施設を単独で設計していた被告人は、本件建設会社の施工担当者に対して、排ガス処理のための指示書として、設計内容を手書きしたスケッチ（以下「本件スケッチ」という。）を送付したが、結露水排出の意義や必要性について明示的な説明はされなかった。また、本件スケッチには、ガスセパレーターから出た逆鳥居型（一旦下方に向きを変え、横に向かってから、上方に向きを変える形態）の配管構造、水抜きバルブ（ドレーンバルブ）付きの配管が図示され、水抜きバルブを通常開いておくことを示す「常開」の文字等が記載される一方、水抜きバルブ付きの配管がガス抜き配管内に発生する結露水を排出する目的のものであることについての説明は記載されていなかった。

その後、被告人は、本件温泉施設の施工を担う下請会社の担当者から、水抜きバル

ズを「常開」とすると硫化水素が漏れるので「常閉」にすべきではないかと指摘され、同人に対して、水抜きバルブを「常閉」に変更するように口頭で指示した。この指示により、本件温泉施設の保守管理の一環として、適宜手作業で各水抜きバルブを開いて各ガス抜き配管内の結露水を排出する必要性が生じたが、被告人は、下請会社の担当者に対して、水抜き作業が必要となることやそれが行われないと各ガス抜き配管の通気が阻害されて危険が生じることなどについて説明しなかった。また、本件建設会社の施工担当者に対しても、水抜きバルブの開閉状態について指示を変更したことやそれに伴って水抜き作業の必要性が生じることについての説明がされることはなかった。

第1審（東京地判平成25・5・9 LEX/DB 25504313）は、被告人がメタンガス処理の安全管理上必要な情報を運営会社に伝達する注意義務に違反し、その結果、爆発が発生したとし、被告人に対し、禁固3年（執行猶予5年）を言い渡した。そのため、被告人が控訴したが、控訴審（東京高判平成26・6・20 LEX/DB 25504314）も、第1審判決を相当として控訴を棄却したため、被告人が上告した。

## 【決定要旨】

上告棄却。

「被告人は、その建設工事を請け負った本件建設会社におけるガス抜き配管設備を含む温泉一次処理施設の設計担当者として、職掌上、同施設の保守管理に関わる設計上の留意事項を施工部門に対して伝達すべき立場にあり、自ら、ガス抜き配管に取り付けられた水抜きバルブの開閉状態について指示を変更し、メタンガスの爆発という危険の発生を防止するために安全管理上重要な意義を有する各ガス抜き配管からの結露水の水抜き作業という新たな管理事項を生じさせた。そして、水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性について、施工部門に対して的確かつ容易に伝達することができ、それによって上記爆発の危険の発生を回避することができたものであるから、被告人は、水抜き作業の意義や必要性等に関する情報を、本件建設会社の施工担当者を通じ、あるいは自ら直接、本件不動産会社の担当者に対して確実に説明し、メタンガスの爆発事故が発生することを防止すべき業務上の注意義務を負う立場にあったというべきである。

## 判例研究

本件においては、この伝達を怠ったことによってメタンガスの爆発事故が発生することを予見できたということもできるから、この注意義務を怠った点について、被告人の過失を認めることができる。

なお、所論は、設計担当者である被告人は、施工担当者から本件不動産会社に対して水抜き作業の必要性について適切に説明されることを信頼することが許される旨主張する。しかし、被告人は、本件建設会社の施工担当者に対して、結露水排出の意義等に関する記載のない本件スケッチを送付したにとどまり、その後も水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性に関して十分な情報を伝達していなかったのであるから、施工担当者の適切な行動により本件不動産会社に対して水抜き作業に関する情報が的確に伝達されると信頼する基礎が欠けていたことは明らかである。

したがって、被告人に本件爆発事故について過失があるとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判決は、正当である。」

なお、本決定には、大谷直人裁判官による次のような補足意見が付されている。

「本件は、業務運営上メタンガスの発生が不可避となる温泉施設において、ガスの引火・爆発を防止するための安全対策に関して、設計面における担当者がその任務を果たしたかが問題とされている事案である。そして、設計に当たっては、ガス抜き配管設備が本来的なメタンガス排出装置として想定され、その安全を更に担保するものとして、B棟排気ファン等の装置が組み込まれたことは明らかである。したがって、水抜きバルブを閉め続けることにより、ガス抜き配管について当初の設計上予定されていたメタンガス排出の機能に重大な問題が生じるおそれがあったということは、この設計の全体像に関わる問題ということができる。第一義的な安全装置として設計されたシステムの機能についてその後問題点を生じ得る事情が判明した場合に、設計担当者としては、その点の改善の必要性を伝達するか、仮にそれを放置するのであれば、当然に、二次的、三次的に設けられた予防装置が当初の設計のままではよいのかについての見直し作業を行うことが求められるはずである。そうした行動をとることを怠った被告人について、排気ファン等の存在をもってその過失責任を否定することはできない。第1審、原審も、このような枠組みを前提に、被告人の過失を肯定したものと解される。」

「結果発生に至る因果のプロセスにおいて、複数の事態の発生が連鎖的に積み重なっ

ているケースでは、過失行為と結果発生だけを捉えると、その因果の流れが希有な事例のように見え具体的な予見が可能であったかどうか疑問視される場合でも、中間で発生した事態をある程度抽象的に捉えたときにそれぞれの連鎖が予見し得るものであれば、全体として予見可能性があると見える場合がある。これまでの裁判実務においては、このような考え方に立って過失の有無が論じられてきた事例が存在する。

しかし、上記……のとおり本件の注意義務を理解するとき、本件は、上記のような予見可能性の判断手法、すなわち、連鎖的な事態が発生していることを捉えて『因果関係の基本的部分』は何かを検討する手法によるのがふさわしい類型とはいえないと思われる。『基本的部分の予見可能性』というポイントは、メタンガス処理の安全対策としての本件設計の意義をどのようなものと認識するかという検討に解消されているということもできよう。』

## 【評 釈】

### 1 問題の所在

本件は、市街地の温泉施設から漏出したメタンガスが爆発し、同施設の従業員および同施設付近路上の通行人らが死傷した事故につき、同施設的设计・施工を行った建設会社の設計担当者である被告人に対する業務上過失致死傷罪の成否が問題となった事案である<sup>1)</sup>。

本件は、施設的设计担当者である被告人が、メタンガス処理の安全管理上必要な情報を運営会社に伝達しなかったことにつき、過失不作為犯の成否が問題となった事案である。それゆえ、本稿では、被告人に、不作為犯の成立要件である作為義務が認められるか(2)、過失犯の成立要件である注意義務、とりわけ、予見可能性が認められるか(3)、さらに、上告趣意において、施工担当者を信頼することの可否が問題とされていることから、信頼の原則を適用する余地が認められるか(4)につき、以下でそれぞれ検討する。

なお、本評釈は、本決定の理論的重要性に鑑みて、いわゆる速報版として、本決定

---

1) 本件第1審判決の評釈として、岡本満喜子＝林いづみ「判批」Law and Technology No. 62 (2014) 74頁以下。本件原判決の評釈として、稲垣悠一「判批」専修法学論集126号(2016) 401頁以下。

を契機としてもたらされうる問題点の指摘を主たる目的として公刊するものであって、事案についての仔細な分析および詳細な理論的検討については、別稿の執筆を予定していることを、ここで断りしておきたい。

## 2 作為義務

判例は、過失不作為犯の成否が問題となる事案において、被告人の注意義務を問題とするが、それが、不作為犯における作為義務なのか、それとも、過失犯における注意義務（結果予見義務ないし結果回避義務）なのか、明確にされていないのが一般的である。本決定も、その例外ではなく、注意義務を問題としながら、そこで検討されているのが、前述した両者の義務のうち、どちらについてであるのかを明確にはしていない。

そこで、作為義務と、過失犯の注意義務との関係が問題となりうるが、過失不作為犯においては、過失犯の注意義務が、作為義務の具体的内容となり、両者は実質的に重なり合うものと理解すべきであろう<sup>2)</sup> 判例が、これらをまとめて注意義務と称してきたのも、そのような実態があるからではないかと思われる。

もっとも、過失不作為犯も不作為犯の問題である以上、作為義務、とりわけ、その発生根拠が問題とされなければならない<sup>3)</sup>

作為義務の発生根拠をめぐるのは、周知の通り、これを一元的に説明しようとする様々な学説が存在しているが<sup>4)</sup> いずれの見解を妥当とするかを明確に示した判例・裁判例は存在しない。判例は、一元的基準で作為義務のすべてを説明することはせずに、法令、契約、先行行為、排他的支配、保護の引受けなどを総合考慮して、問題となる不作為を作為の実行行為と同視できるかという観点から作為義務の有無を判断す

---

2) 岡部雅人「過失不作為犯における『注意義務』について」高橋則夫ほか編『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集 [上巻]』（2014）205頁以下。

3) 神山敏雄「過失不真正不作為犯の構造」福田平＝大塚仁博士古稀祝賀『刑事法学的総合的検討（上）』（1993）50頁。

4) 岡部雅人「公務員の過失不作為犯について——薬害エイズ事件厚生省ルート最高裁決定をめぐる——」姫路法学49号（2009）310頁以下参照。なお、欠陥製造物の回収義務について、その発生根拠を詳細に検討するものとして、鎮目征樹『刑事製造物責任における不作為犯論の意義と展開』本郷法政紀要No.8（1999）343頁以下、岩間康夫『製造物責任と不作為犯論』（2010）、稲垣悠一『欠陥製品に関する刑事過失責任と不作為犯論』（2014）。

る、総合判断説に立っているとみてよいであろう<sup>5)</sup>

この点、本決定は、被告人が、「設計担当者として、職掌上、……設計上の留意事項を施工部門に対して伝達すべき立場にあ」ったとして、その「職掌上の立場」を作為義務の発生根拠として重視している。加えて、「自ら、……指示を変更し、……新たな管理事項を生じさせた」という、「先行行為」も問題とされている。

その上で、「水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性について、施工部門に対して的確かつ容易に伝達することができ」たという作為の容易性や、「それによって……爆発の危険の発生を回避することができた」という結果回避可能性も認められることから、具体的な作為義務として、被告人に、「水抜き作業の意義や必要性等に関する情報を、本件建設会社の施工担当者を通じ、あるいは自ら直接、本件不動産会社の担当者に対して確実に説明し、メタンガスの爆発事故が発生することを防止すべき業務上の注意義務」があったことが認定されている。

このように、本決定もまた、これまでの判例と同様、総合判断説に従って、被告人の作為義務を認定したものとみることができるとは、とりわけ、その「職掌上の立場」が、作為義務の認定に際して、重要な意義を果たしたものと思われる。

### 3 予見可能性

本決定は、「本件においては、この伝達を怠ったことによってメタンガスの爆発事故が発生することを予見できたということもできる」として、被告人の予見可能性を、情報不伝達の点のみから肯定している。これに対して、本件第1審判決および原判決においては、「本件爆発の機序」および「情報不伝達」の2点についての予見可能性が要求されている<sup>6)</sup>。すなわち、本決定は、「本件爆発の機序」については、特に予見可能性を要求していないのである。

そこで、大谷裁判官による補足意見に目を転じてみると、そこでは、「本件は、……連鎖的な事態が発生していることを捉えて『因果関係の基本的部分』は何かを検討する手法によるのがふさわしい類型とはいえない」ものであり、「『基本的部分の予見可能性』というポイントは、メタンガス処理の安全対策としての本件設計の意義をど

5) 大塚裕史「不真正不作為犯論」法学セミナー 731号(2015)96頁参照。

6) 詳細については、稲垣・前掲注1)410頁以下参照。

のようなものと認識するかという検討に解消されている」とされている。

すなわち、本件においては、たとえば、日航機ニアミス事件最高裁決定<sup>7)</sup> などにおいて採用されているような、いわゆる中間項理論を採用してまで、「因果関係の基本的部分」について検討する必要はないとの判断がなされているのである。

そうだとすると、従来から、結果発生の予見とは、「特定の構成要件の結果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分の予見を意味する」とされてきたが<sup>8)</sup>、ここでは、あくまでも、結果の予見可能性を直接吟味することが困難な場合にのみ、いわゆる中間項理論を用いれば足りることが確認されているものとみることができると<sup>9)</sup>

それゆえ、ここでは、本件が、いわゆる中間項理論を用いるまでもなく、結果の予見可能性を認めることのできるものであることが確認されているにすぎないのであって、必ずしも予見可能性判断そのものが軽視されているわけではないというべきであろう。

#### 4 信頼の原則

本件の上告趣意においては、設計担当者である被告人は、施工担当者から本件不動産会社に対して適切な説明がなされることを信頼することが許される旨の主張もなされている。

これに対して、本決定は、被告人は施工担当者に対して十分な情報を伝達していなかったのであるから、施工担当者の適切な行動により本件不動産会社に対して情報が的確に伝達されると信頼する基礎が欠けていた、としている。

信頼の原則が、道路交通事故における加害者と被害者のような「対向型」の場合のみならず、組織内において複数のものが互いの適切な行動を信頼して分業を行うような「組織型」の場合にも適用できることは、これまでの判例の積み重ねの中でも確認されてきたとおりである<sup>10)</sup>

---

7) 最決平成 22・10・26 刑集 64 卷 7 号 1019 頁。

8) 札幌高判昭和 51・3・18 高刑集 29 卷 1 号 78 頁（北大電気メス事件）。近時のものとして、大阪高判平成 27・3・27 判時 2292 号 112 頁（JR 福知山線脱線事故）。

9) このような「中間項理論」については、前田雅英『刑法総論講義〔第 6 版〕』（2015）221 頁参照。

本件の被告人と施工担当者も、「組織型」の関係にあるものということができる。しかし、たとえば、横浜市大患者取違え事件最高裁決定<sup>11)</sup>においては、結果発生防止のための一応の努力が認められたとしても、注意義務を尽くしたということではできない、との判断がなされている<sup>12)</sup>。同事案のような場合でさえも、信頼の原則が適用されていないことに鑑みれば、そもそも十分な情報を伝達していなかったとされている本件においては、被告人に信頼の原則の適用の可否を検討する余地は、およそ認められないといわざるをえないであろう。

## 5 おわりに

本決定において、最も注目されるべき点は、予見可能性判断に関する大谷裁判官の補足意見であろう。前述したとおり、ここには、「因果関係の基本的部分」を検討する際の、ひとつの視座が示されているからである。

近時は、危惧感説の再評価がなされたり<sup>13)</sup>さらには、従来理解されてきたところの予見可能性を不要とするかのような見解も登場するに至っており<sup>14)</sup>予見可能性論には、大きな変革の波が押し寄せているということができる。本決定の登場も、このような状況において、学界に新たなうねりをもたらしうるものであるといえよう。

---

10) 前掲注8) 札幌高判昭和51・3・18, 最判昭和63・10・27刑集42巻8号1109頁(日本アエロジル工場事件)など。

11) 最決平成19・3・26刑集61巻2号131頁。

12) 「過失犯からの離脱」という理論を用いて、同決定の判断を批判するものとして、甲斐克則「過失・危険の防止と(刑事)責任の負担」法律時報88巻7号(2016)33頁以下。

13) 井田良『講義刑法学・総論』(2008)208~209頁, 高橋則夫『刑法総論〔第2版〕』(2013)214頁など。

14) 樋口亮介「注意義務の内容確定基準—比例原則に基づく義務内容の確定」高山佳奈子=島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』(2014)228頁以下。